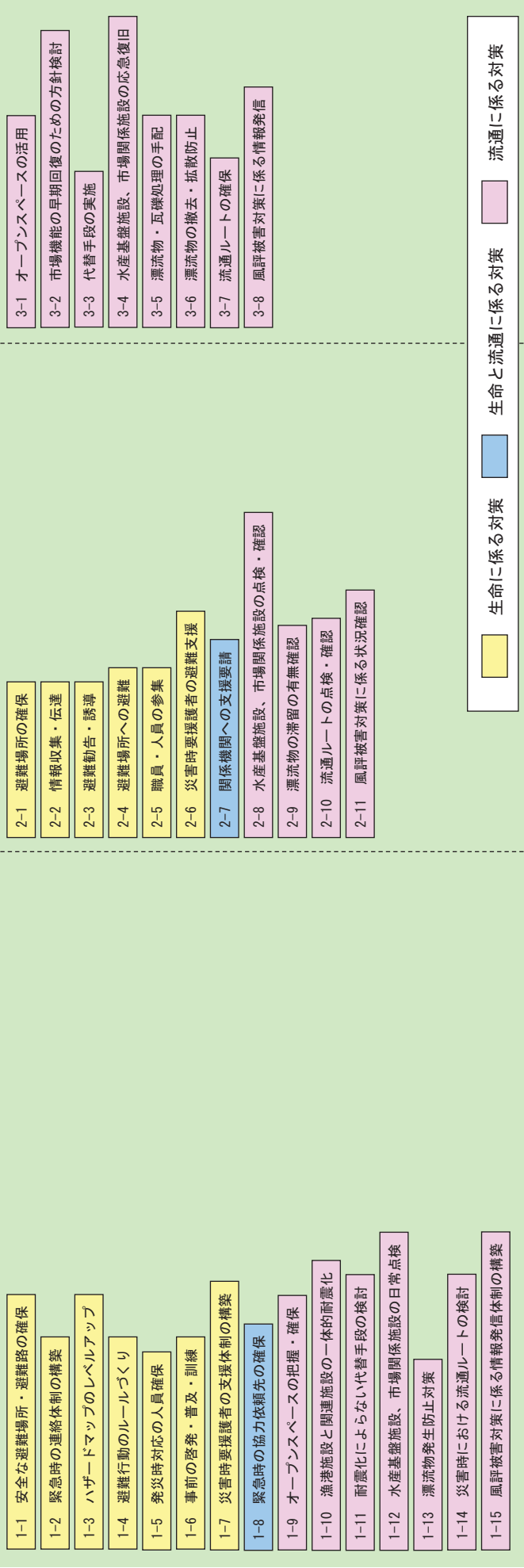
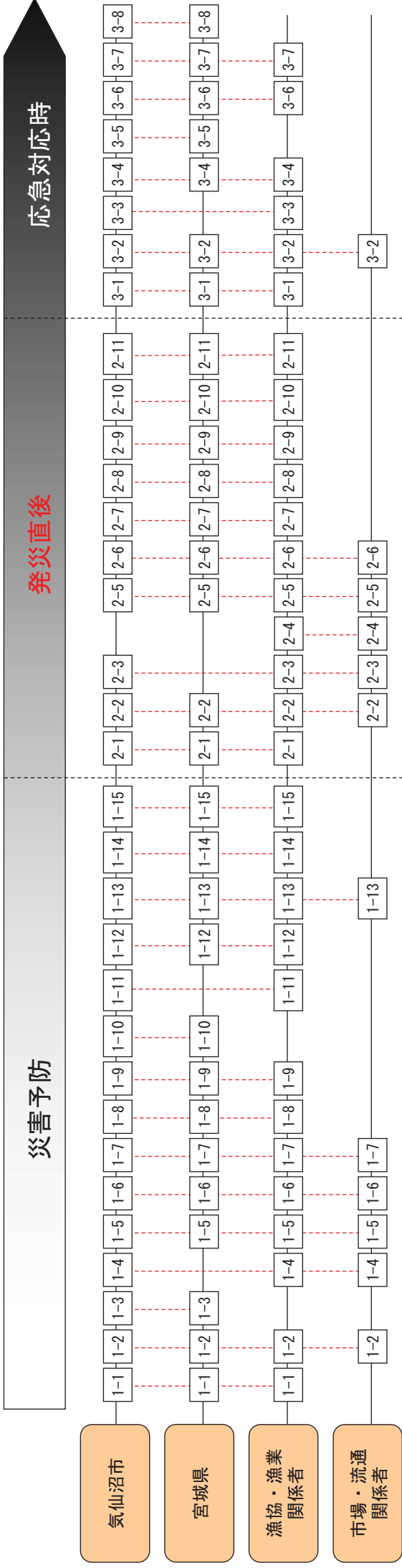


気仙沼地区(宮城県) 減災計画(案)

気仙沼地区減災計画【市場エリア】

..... 主体間の連携を示す



■ : 主体間の連携を示す

災害予防	発災直後	応急対応時
1-1 安全な避難場所・避難路の確保	2-1 避難場所の確保	3-1 オープンスペースの活用
1-2 緊急時の連絡体制の構築	2-2 情報収集・伝達	3-2 市場機能の早期回復のための方針検討
1-3 ハザードマップのレベルアップ	2-3 避難勧告・誘導	3-3 代替手段の実施
1-4 避難行動のルールづくり	2-5 職員・人員の参集	3-4 水産基盤施設、市場関係施設の応急復旧
1-5 発災時対応の人員確保	2-6 災害時要援護者の避難支援	3-5 漂流物・瓦礫処理の手配
1-6 事前の啓発・普及・訓練	2-7 関係機関への支援要請	3-6 漂流物の撤去・拡散防止
1-7 災害時要援護者の支援体制の構築	2-8 水産基盤施設、市場関係施設の点検・確認	3-7 流通ルートの確保
1-8 緊急時の協力依頼先の確保	2-9 漂流物の滞留の有無確認	3-8 風評被害対策に係る情報発信
1-9 オープンスペースの把握・確保	2-10 流通ルートの点検・確認	
1-10 漁港施設と関連施設の一体的耐震化	2-11 風評被害対策に係る状況確認	
1-11 耐震化によらない代替手段の検討		
1-12 水産基盤施設、市場関係施設の日常点検		
1-13 漂流物発生防止対策		
1-14 災害時における流通ルートの検討		
1-15 風評被害対策に係る情報発信体制の構築		

災害予防

項目		内容	関連主体
1-1	安全な避難場所・避難路の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・気仙沼市は宮城県ならびに漁協・漁業関係者と協議の上、市場内の避難場所と避難路を設定し周知します。 ・気仙沼市は、発災後ただちに避難場所の入口を開錠できるよう漁協との間で鍵の保管責任者等について事前に協議し決めておきます。 <p>※別添の“減災イラストマップ”を参照</p>	<p>気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者</p>
1-2	緊急時の連絡体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・気仙沼市は宮城県ならびに漁協・漁業関係者や市場・流通関係者等と協議の上、地域防災計画に準じて緊急時の連絡体制を構築します。 ・気仙沼市は、J-アラート、エリアメール、場内放送を活用した連絡体制を構築します。 ・気仙沼市は、気仙沼市潮位・津波観測システムで得られる情報を市場内に伝達するシステムを検討し構築します。 <p>※別添の“緊急時の連絡体制”を参照</p>	<p>気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者 市場・流通関係者</p>
1-3	ハザードマップのレベルアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・気仙沼市は宮城県と協議の上、既存の津波浸水ハザードマップを踏まえて市場内の避難場所、避難路等を図示した市場エリアに特化したハザードマップを作成します。 ・今後、避難訓練等を踏まえて必要に応じて上記マップを見直し、より実用的なものとしていきます。 <p>※別添の“減災イラストマップ”を参照</p>	<p>気仙沼市 宮城県</p>
1-4	避難行動のルールづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・気仙沼市は漁協・漁業関係者や市場・流通関係者と協議の上、市場内における主に関係者・来訪者向けの避難行動の基本ルールを定めます。 ・今後、避難訓練等の実践を踏まえてうまくいかない場合、関連主体と協議を重ねながら上記ルールを見直し、より実用的なものとしていきます。 <p>※別添の“避難行動の基本ルール”を参照</p>	<p>気仙沼市 漁協・漁業関係者 市場・流通関係者</p>
1-5	発災時対応の人員確保	<ul style="list-style-type: none"> ・気仙沼市の職員は、地域防災計画（各部署で作成した配備編成計画）に基づいて、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集します。 ・気仙沼市は、災害時のボランティア受入れ、ボランティアニーズの把握等について、気仙沼市社会福祉協議会、みやぎ災害救援ボランティアセンターおよび日本赤十字社との連携を図ります。 <p>* 気仙沼市社会福祉協議会 0226-22-0709 みやぎ災害救援ボランティアセンター 022-295-5561 日本赤十字社宮城県支部 022-271-2252</p>	<p>気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者 市場・流通関係者</p>

項目		内容	関連主体
1-6	事前の啓発・普及・訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・気仙沼市は、防災マップ（減災イラストマップ）の市場エリア内掲示・配布により関係者や来訪者に広く周知します。 ・気仙沼市は防災意識の向上を図るため、宮城県や漁協等と連携しながら、関係者を対象とした総合防災訓練、防災に関する講演会等を実施します。 ・上記の総合防災訓練は、年1回以上（6/12 または 9/1）実施することとし、普及・啓発活動は、1/15～21 までの「防災とボランティア週間」などに実施します。 	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者 市場・流通関係者
1-7	災害時要援護者の支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・気仙沼市は宮城県ならびに漁協・漁業関係者や市場・流通関係者と連携しながら、市場エリアにいる外国人就労者や市場見学者等のために以下に示すような災害時要援護者対策を実施します。 ・防災マップ・行動ルール等の作成・配布（外国語対応含む） ・市場エリア内の避難場所案内板等への外国語の併記、ピクトグラムを活用 ・外国人等を含めた防災訓練等の実施 ・日本旅行業協会東北支部および全国旅行業協会宮城県支部との協定締結ならびに情報連絡体制の整備* <p>* 日本旅行業協会東北支部 022-221-2322 全国旅行業協会宮城県支部 022-218-3522</p>	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者 市場・流通関係者
1-8	緊急時の協力依頼先の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・気仙沼市は宮城県と連携しながら、有事に備えて自衛隊の要請方法、受入れ体制や消防機関等との協力体制を確立しておくなど、緊急時の協力関係を築きます。 	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者
1-9	オープンスペースの把握・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・気仙沼市は宮城県ならびに漁協・漁業関係者と協議の上、主として災害時に市場エリアで使用する応急用資材の仮置場として活用可能なオープンスペースに指定します。 ・オープンスペースは、漁港内駐車場（1F と屋上）とします。 <p>※別添の“減災イラストマップ”を参照</p>	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者
1-10	漁港施設と関連施設の一体的耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ・気仙沼市は宮城県と連携しながら、水産物流通に関連する以下に示すような諸施設について一体的に耐震性を確保します。なお、岸壁は耐震化（レベル1）済み、下水処理場は耐震強化（レベル2）済みです。 ・水産物荷捌き施設と隣接する陸揚げ用岸壁 ・水産物荷捌き施設とその用地（電気設備および給排水設備含む） ・水産物加工処理施設とその用地（電気設備および給排水設備を含む） ・水産鮮度保持施設（製氷施設、貯氷施設、冷凍施設、冷蔵施設）とその用地（電気設備及び給排水設備を含む） 	気仙沼市 宮城県

項目		内容	関連主体
		<ul style="list-style-type: none"> ・主要な幹線道路*に至る臨港道路 <p>* 主要な幹線道路である国道 45、284 号線等は災害発生時の陸路と位置づけて既に耐震対策済み</p>	
1-11	耐震化によらない代替手段の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・気仙沼市は漁協・漁業関係者と連携しながら、災害時に荷捌き所内での選別作業に使用しているベルトコンベアや選別機が損傷する恐れがあることを考慮して、代替手段として人力作業の体制を事前に構築します。 ・気仙沼市は漁協・漁業関係者と連携しながら、市場の取引に関する大量のデータを保存している PC を津波浸水から回避される場所に移設するとともに保存データを逐次バックアップします。 ・気仙沼市は漁協・漁業関係者と協議し、震災時にスロープの 1 車線をフォークリフト専用の屋上避難ルートに指定します。 	気仙沼市 漁協・漁業関係者
1-12	水産基盤施設、市場関係施設の日常点検	<ul style="list-style-type: none"> ・気仙沼市は宮城県ならびに漁協等と連携しながら、被災後の漁業活動の早期再開のため、岸壁のほか給水、給氷等の市場関係施設の点検を日頃から定期的に行います。 	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者
1-13	漂流物発生防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・気仙沼市は宮城県ならびに漁協・漁業関係者や市場・流通関係者と連携しながら、市場内の水槽等各種容器類、フォークリフト、計量器、選別台等に係る保管ルールの設定や背後市街地への漂流防止施設を設置するなど、漂流物発生防止対策を段階的に講じます。 ・気仙沼市は宮城県ならびに漁協・漁業関係者と連携しながら、港内の長期係留船舶を含む放置艇や養殖施設の現状を確認し、必要に応じて移動勧告や係留強化等の措置をとります。 	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者 市場・流通関係者
1-14	災害時における流通ルートの検討	<ul style="list-style-type: none"> ・気仙沼市は宮城県ならびに漁協・漁業関係者や市場・流通関係者と協議の上、災害時における流通ルートの確保に向けた検討を行います。 ・現状では、国道 45、284 号線等が災害発生時の陸路として耐震対策済みであるが、実際に発災した直後は上記ルートを含め利用可能なルートについて気仙沼市が情報収集し、同情報を流通関係者等に提供するような仕組みを構築します。 	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者 市場・流通関係者
1-15	風評被害対策に係る情報発信体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・気仙沼市は宮城県ならびに漁協・漁業関係者と連携しながら、災害による風評被害を防止するために、ホームページの活用、マスコミへの情報提供など、平時から情報発信体制を構築します。 	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者

発災直後

項目		内容	関連主体
2-1	避難場所の確保	・気仙沼市は宮城県ならびに漁協・漁業関係者と連携しながら、避難場所の点検作業を行い、無事を確認した上で避難場所として開放します。	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者
2-2	情報収集・伝達	・気仙沼市は事前に構築した緊急時の連絡体制にしたがって、冷静かつ迅速な情報収集を行い、J-アラート、エリアメール、場内放送を基本とする情報伝達を行います。 ※別添の“緊急時の連絡体制”を参照	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者 市場・流通関係者
2-3	避難勧告・誘導	・気仙沼市は避難の必要性が生じた場合、漁協と連携しながら主に場内放送と声掛けにより漁業関係者や市場・流通関係者さらには市場見学者等に対し避難勧告・誘導を行います。	気仙沼市 漁協・漁業関係者 市場・流通関係者
2-5	職員・人員の参集	・気仙沼市の職員は、地域防災計画に準じた配備態勢および参集体制にしたがって迅速な人員配備・参集を行います。	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者 市場・流通関係者
2-6	災害時要援護者の避難支援	・気仙沼市は宮城県ならびに漁協・漁業関係者や市場・流通関係者と連携し、防災訓練等の経験を踏まえて外国人就労者や市場見学者等の避難誘導を積極的に行います。	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者 市場・流通関係者
2-7	関係機関への支援要請	・気仙沼市は宮城県と連携しながら、自衛隊、消防、警察、海上保安部等への支援要請を行います。	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者
2-8	水産基盤施設、市場関係施設の点検・確認	・気仙沼市は宮城県ならびに漁協等と連携しながら、発災後に参集できた関係者で分担して岸壁のほか給水、給氷等の市場関係施設の点検を行い被災状況を確認します。	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者
2-9	漂流物の滞留の有無確認	・気仙沼市は宮城県ならびに漁協・漁業関係者と連携しながら、津波の危険性がないことを確認した上で、漁船・漁具あるいは市場内の水槽等各種容器類、フォークリフト等が漂流物となって滞留していないか速やかに確認します。	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者
2-10	流通ルートの点検・確認	・気仙沼市は宮城県ならびに漁協・漁業関係者や市場・流通関係者と連携しながら、事前に検討した流通ルート（国道45、284号線など）の被災状況について点検または情報収集を行い、各ルートの使用可否を確認します。	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者 市場・流通関係者
2-11	風評被害対策に係る状況確認	・気仙沼市は災害発生後、宮城県ならびに漁協・漁業関係者と連携しながら、風評被害対策として地域資源・観光施設および水産物や水産物流通機能等の正確な被災状況を確認します。	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者

応急対応時

項目	内容	関連主体
3-1 オープンスペースの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・気仙沼市は宮城県ならびに漁協等と連携しながら、事前の取り決めに基づいて指定したオープンスペースを活用し、災害時に市場エリアで使用する応急用資材の仮置場として利用します。 	<p>気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者</p>
3-2 市場機能の早期回復のための方針検討	<ul style="list-style-type: none"> ・気仙沼市ならびに宮城県、また漁協・漁業関係者や市場・流通関係者は、被災後に可能な限り早い段階で一堂に会して協議を行い、被災施設の応急復旧の優先順位を設定するなど、市場機能の維持・早期回復に向けた方針を検討します。 ・また上記と併せて、漁港のみならず水産加工場を含む地域全体の復興方針についても検討します。 <p>※方針検討に当っては主に以下について協議します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸揚げ岸壁や荷捌き施設、給水・給電施設等の仮復旧工事による暫定的な利用可否 ・水産物流通施設の長期利用不可能と判断された場合の代替施設の手配・確保 など 	<p>気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者 市場・流通関係者</p>
3-3 代替手段の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・気仙沼市は漁協・漁業関係者と連携しながら、事前に構築した代替手段（選別、給氷等の人力作業等）を実施します。 	<p>気仙沼市 漁協・漁業関係者</p>
3-4 水産基盤施設、市場関係施設の応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・気仙沼市は宮城県ならびに漁協等と連携しながら、市場機能の早期回復に向けた方針に基づき、優先順位にしたがって被災施設の応急復旧また代替施設の手配等を行います。 	<p>気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者</p>
3-5 漂流物・瓦礫処理の手配	<ul style="list-style-type: none"> ・気仙沼市は、オープンスペース等に集積された漂流物・瓦礫の処理の手配を行い、必要な人員・車両等資材が不足する場合には、宮城県に対して支援を要請します。 	<p>気仙沼市 宮城県</p>
3-6 漂流物の撤去・拡散防止	<ul style="list-style-type: none"> ・気仙沼市は、漁協・漁業関係者では対応が困難な漂流物の撤去・拡散防止作業について、宮城県と連携しながら作業の支援を行います。 	<p>気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者 市場・流通関係者</p>
3-7 流通ルートの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・気仙沼市は宮城県ならびに漁協・漁業関係者や市場・流通関係者と連携しながら、被災状況に係る点検または情報収集結果をもとに使用可能な流通ルートを設定します。 	<p>気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者</p>
3-8 風評被害対策に係る情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・気仙沼市は宮城県と連携しながら、事前に構築した情報発信体制に基づいて、ホームページでの情報発信、またテレビ、ラジオ、新聞社等のマスコミに対して正確な情報を提供します。 	<p>気仙沼市 宮城県</p>

：主体間の連携を示す

災害予防	発災直後	応急対応時
1-1 安全な避難場所・避難路の確保	2-1 避難場所の確保	3-1 オープンスペースの活用
1-2 緊急時の連絡体制の構築	2-2 情報収集・伝達	3-2 市場機能の早期回復のための方針検討
1-3 ハザードマップのレベルアップ	2-5 職員・人員の参集	3-4 水産基盤施設、市場関係施設の応急復旧
1-5 発災時対応の人員確保	2-6 災害時要援護者の避難支援	3-5 漂流物・瓦礫処理の手配
1-6 事前の啓発・普及・訓練	2-7 関係機関への支援要請	3-6 漂流物の撤去・拡散防止
1-7 災害時要援護者の支援体制の構築	2-8 水産基盤施設、市場関係施設の点検・確認	3-7 流通ルートの確保
1-8 緊急時の協力依頼先の確保	2-9 漂流物の滞留の有無確認	3-8 風評被害対策に係る情報発信
1-9 オープンスペースの把握・確保	2-10 流通ルートの点検・確認	
1-10 漁港施設と関連施設の一体的耐震化	2-11 風評被害対策に係る状況確認	
1-12 水産基盤施設、市場関係施設の日常点検		
1-13 漂流物発生防止対策		
1-14 災害時における流通ルートの検討		
1-15 風評被害対策に係る情報発信体制の構築		

災害予防

項目		内容	関連主体
1-1	安全な避難場所・避難路の確保	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県は気仙沼市ならびに漁協・漁業関係者と協議の上、市場内の避難場所と避難路を設定し周知します。 ※別添の“減災イラストマップ”を参照	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者
1-2	緊急時の連絡体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県は気仙沼市ならびに漁協・漁業関係者や市場・流通関係者等と協議の上、地域防災計画に準じて緊急時の連絡体制を構築します。 ※別添の“緊急時の連絡体制”を参照	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者 市場・流通関係者
1-3	ハザードマップのレベルアップ	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県は気仙沼市と協議の上、既存の津波浸水ハザードマップを踏まえて市場内の避難場所、避難路等を図示した市場エリアに特化したハザードマップを作成します。 今後、避難訓練等を踏まえて必要に応じて上記マップを見直し、より実用的なものとしていきます。 ※別添の“減災イラストマップ”を参照	気仙沼市 宮城県
1-5	発災時対応の人員確保	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県の職員は、地域防災計画（各部署で作成した配備編成計画）に基づいて、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員します。 宮城県の職員は、休日・夜間等勤務時間外に災害が発生した際には各々所定の人員が自主的に登庁し配備につくものとなります。 	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者 市場・流通関係者
1-6	事前の啓発・普及・訓練	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県は防災意識の向上を図るため、気仙沼市や漁協等と連携しながら、関係者を対象とした総合防災訓練、防災に関する講演会等を実施します。 上記の総合防災訓練は、年1回以上（6/12または9/1）実施することとし、普及・啓発活動は、1/15～21までの「防災とボランティア週間」などに実施します。 	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者 市場・流通関係者
1-7	災害時要援護者の支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県は気仙沼市ならびに漁協・漁業関係者や市場・流通関係者と連携しながら、市場エリアにいる外国人就労者や市場見学者等のために以下に示すような災害時要援護者対策を実施します。 防災マップ・行動ルール等の作成・配布（外国語対応含む） 市場エリア内の避難場所案内板等への外国語の併記、ピクトグラムを活用 外国人等を含めた防災訓練等の実施 日本旅行業協会東北支部および全国旅行業協会宮城県支部との協定締結ならびに情報連絡体制の整備* * 日本旅行業協会東北支部 022-221-2322 全国旅行業協会宮城県支部 022-218-3522	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者 市場・流通関係者

項目		内容	関連主体
1-8	緊急時の協力依頼先の確保	・宮城県は気仙沼市と連携しながら、有事に備えて自衛隊の要請方法、受入れ体制や消防機関等との協力体制を確立しておくなど、緊急時の協力関係を築きます。	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者
1-9	オープンスペースの把握・確保	・宮城県は気仙沼市ならびに漁協・漁業関係者と協議の上、主として災害時に市場エリアで使用する応急用資材の仮置場として活用可能なオープンスペースに指定します。 ・オープンスペースは、漁港内駐車場（1Fと屋上）とします。 ※別添の“減災イラストマップ”を参照	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者
1-10	漁港施設と関連施設の一体的耐震化	・宮城県は気仙沼市と連携しながら、水産物流通に関連する以下に示すような諸施設について一体的に耐震性を確保します。 ・水産物荷捌き施設と隣接する陸揚げ用岸壁 ・水産物荷捌き施設とその用地（電気設備および給排水設備含む） ・水産物加工処理施設とその用地（電気設備および給排水設備を含む） ・水産鮮度保持施設（製氷施設、貯氷施設、冷凍施設、冷蔵施設）とその用地（電気設備及び給排水設備を含む） ・主要な幹線道路に至る臨港道路	気仙沼市 宮城県
1-12	水産基盤施設、市場関係施設の日常点検	・宮城県は気仙沼市ならびに漁協等と連携しながら、被災後の漁業活動の早期再開のため、岸壁のほか給水、給氷等の市場関係施設の点検を日頃から定期的に行います。	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者
1-13	漂流物発生防止対策	・宮城県は気仙沼市ならびに漁協・漁業関係者や市場・流通関係者と連携しながら、市場内の水槽等各種容器類、フォークリフト、計量器、選別台等に係る保管ルールの設定や背後市街地への漂流防止施設を設置するなど、漂流物発生防止対策を段階的に講じます。 ・宮城県は気仙沼市ならびに漁協・漁業関係者と連携しながら、港内の長期係留船舶を含む放置艇や養殖施設の現状を確認し、必要に応じて移動勧告や係留強化等の措置をとります。	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者 市場・流通関係者
1-14	災害時における流通ルートの検討	・宮城県は気仙沼市ならびに漁協・漁業関係者や市場・流通関係者と協議の上、災害時における流通ルートの確保に向けた検討を行います。	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者 市場・流通関係者
1-15	風評被害対策に係る情報発信体制の構築	・宮城県は気仙沼市ならびに漁協・漁業関係者と連携しながら、災害による風評被害を防止するために、ホームページの活用、マスコミへの情報提供など、平時から情報発信体制を構築します。	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者

発災直後

項目		内容	関連主体
2-1	避難場所の確保	・宮城県は気仙沼市ならびに漁協・漁業関係者と連携しながら、避難場所の点検作業を行い、無事を確認した上で避難場所として開放します。	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者
2-2	情報収集・伝達	・宮城県は気仙沼市をはじめ各関係機関との間で、迅速な情報収集および伝達を行います。 ※別添の“緊急時の連絡体制”を参照	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者 市場・流通関係者
2-5	職員・人員の参集	・宮城県の職員は、地域防災計画に準じた配備態勢および参集体制にしたがって迅速な人員配備・参集を行います。	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者 市場・流通関係者
2-6	災害時要援護者の避難支援	・宮城県は気仙沼市ならびに漁協・漁業関係者や市場・流通関係者と連携し、防災訓練等の経験を踏まえて外国人就労者や市場見学者等の避難誘導を積極的に行います。	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者 市場・流通関係者
2-7	関係機関への支援要請	・宮城県は気仙沼市と連携しながら、自衛隊、消防、警察、海上保安部等への支援要請を行います。	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者
2-8	水産基盤施設、市場関係施設の点検・確認	・宮城県は気仙沼市ならびに漁協等と連携しながら、発災後に参集できた関係者で分担して岸壁のほか給水、給氷等の市場関係施設の点検を行い被災状況を確認します。	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者
2-9	漂流物の滞留の有無確認	・宮城県は気仙沼市ならびに漁協・漁業関係者と連携しながら、津波の危険性がないことを確認した上で、漁船・漁具あるいは市場内の水槽等各種容器類、フォークリフト等が漂流物となって滞留していないか速やかに確認します。	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者
2-10	流通ルートの点検・確認	・宮城県は気仙沼市ならびに漁協・漁業関係者や市場・流通関係者と連携しながら、事前に検討した流通ルート（国道 45、284 号線など）の被災状況について点検または情報収集を行い、各ルートの使用可否を確認します。	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者 市場・流通関係者
2-11	風評被害対策に係る状況確認	・宮城県は災害発生後、気仙沼市ならびに漁協・漁業関係者と連携しながら、風評被害対策として地域資源・観光施設および水産物や水産物流通機能等の正確な被災状況を確認します。	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者

応急対応時

項目	内容	関連主体
3-1 オープンスペースの活用	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県は気仙沼市ならびに漁協等と連携しながら、事前の取り決めに基づいて指定したオープンスペースを活用し、災害時に市場エリアで使用する応急用資材の仮置場として利用します。 	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者
3-2 市場機能の早期回復のための方針検討	<ul style="list-style-type: none"> 気仙沼市ならびに宮城県、また漁協・漁業関係者や市場・流通関係者は、被災後に可能な限り早い段階で一堂に会して協議を行い、被災施設の応急復旧の優先順位を設定するなど、市場機能の維持・早期回復に向けた方針を検討します。 また上記と併せて、漁港のみならず水産加工場を含む地域全体の復興方針についても検討します。 <p>※方針検討に当っては主に以下について協議します</p> <ul style="list-style-type: none"> 陸揚げ岸壁や荷捌き施設、給水・給電施設等の仮復旧工事による暫定的な利用可否 水産物流通施設の長期利用不可能と判断された場合の代替施設の手配・確保 など 	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者 市場・流通関係者
3-4 水産基盤施設、市場関係施設の応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県は気仙沼市ならびに漁協等と連携しながら、市場機能の早期回復に向けた方針に基づき、優先順位にしたがって被災施設の応急復旧また代替施設の手配等を行います。 	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者
3-5 漂流物・瓦礫処理の手配	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県は気仙沼市から要請があった場合、または被災状況から判断して必要と認める場合には、県内の他自治体および関係団体等に対して広域的な支援を要請するとともに、支援活動の調整を行います。また、県域を越える対応が必要と認める場合は、環境省に対して支援を要請します。 	気仙沼市 宮城県
3-6 漂流物の撤去・拡散防止	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県は、漁協・漁業関係者では対応が困難な漂流物の撤去・拡散防止作業について、気仙沼市と連携しながら作業の支援を行います。 	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者
3-7 流通ルートの確保	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県は気仙沼市ならびに漁協・漁業関係者や市場・流通関係者と連携しながら、被災状況に係る点検または情報収集結果をもとに使用可能な流通ルートを設定します。 	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者
3-8 風評被害対策に係る情報発信	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県は気仙沼市と連携しながら、事前に構築した情報発信体制に基づいて、ホームページでの情報発信、またテレビ、ラジオ、新聞社等のマスコミに対して正確な情報を提供します。 	気仙沼市 宮城県

 : 主体間の連携を示す

災害予防	発災直後	応急対応時
1-1 安全な避難場所・避難路の確保	2-1 避難場所の確保	3-1 オープンスペースの活用
1-2 緊急時の連絡体制の構築	2-2 情報収集・伝達	3-2 市場機能の早期回復のための方針検討
1-4 避難行動のルールづくり	2-3 避難勧告・誘導	3-3 代替手段の実施
1-5 発災時対応の人員確保	2-4 避難場所への避難	3-4 水産基盤施設、市場関係施設の応急復旧
1-6 事前の啓発・普及・訓練	2-5 職員・人員の参集	3-6 漂流物の撤去・拡散防止
1-7 災害時要援護者の支援体制の構築	2-6 災害時要援護者の避難支援	3-7 流通ルートの確保
1-8 緊急時の協力依頼先の確保	2-7 関係機関への支援要請	
1-9 オープンスペースの把握・確保	2-8 水産基盤施設、市場関係施設の点検・確認	
1-11 耐震化によらない代替手段の検討	2-9 漂流物の滞留の有無確認	
1-12 水産基盤施設、市場関係施設の日常点検	2-10 流通ルートの点検・確認	
1-13 漂流物発生防止対策	2-11 風評被害対策に係る状況確認	
1-14 災害時における流通ルートの検討		
1-15 風評被害対策に係る情報発信体制の構築		

災害予防

項目		内容	関連主体
1-1	安全な避難場所・避難路の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協・漁業関係者は気仙沼市ならびに宮城県と協議の上、市場内の避難場所と避難路を設定し周知します。 ・漁協・漁業関係者は、発災後ただちに避難場所の入口を開錠できるよう気仙沼市との間で鍵の保管責任者等について事前に協議し決めておきます。 <p>※別添の“減災イラストマップ”を参照</p>	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者
1-2	緊急時の連絡体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協・漁業関係者は気仙沼市ならびに宮城県や市場・流通関係者等と協議の上、地域防災計画に準じて緊急時の連絡体制を構築します。 <p>※別添の“緊急時の連絡体制”を参照</p>	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者 市場・流通関係者
1-4	避難行動のルールづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協・漁業関係者は気仙沼市や市場・流通関係者と協議の上、市場内における主に関係者・来訪者向けの避難行動の基本ルールを定めます。 ・今後、避難訓練等の実践を踏まえてうまくいかない場合、関連主体と協議を重ねながら上記ルールを見直し、より実用的なものとしていきます。 <p>※別添の“避難行動の基本ルール”を参照</p>	気仙沼市 漁協・漁業関係者 市場・流通関係者
1-5	発災時対応の人員確保	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協の職員は、自身の生命・安全第一を前提として職場に自主参集することをルール化します。 ・災害時に組織の長が不在であることを視野に入れ、不在時に代理で参集する人物を事前に決めておきます。 	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者 市場・流通関係者
1-6	事前の啓発・普及・訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協・漁業関係者は防災意識の向上を図るため、気仙沼市や宮城県等と連携しながら、関係者を対象とした総合防災訓練、防災に関する講演会等を実施します。 ・上記の総合防災訓練は、年1回以上（6/12または9/1）実施することとし、普及・啓発活動は、1/15～21までの「防災とボランティア週間」などに実施します。 ・漁業関係者は、気仙沼市等が主催する防災に係る活動に自発的に参加し災害に対する知識を積極的に習得し自助に取り組みます。 	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者 市場・流通関係者
1-7	災害時要援護者の支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協・漁業関係者は気仙沼市と宮城県が主導で実施する災害時要援護者対策に参画・連携し、市場エリアにいる外国人就労者や市場見学者等のための支援行動を身に付けます。 	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者 市場・流通関係者

項目		内容	関連主体
1-8	緊急時の協力依頼先の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協は有事に備えて、宮城県漁協*と災害時における協力関係（復旧期における給油・給水・給氷等の相互協力など）を築きます。 * 宮城県漁協（本部） 0225-21-5711 	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者
1-9	オープンスペースの把握・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協・漁業関係者は気仙沼市ならびに宮城県と協議の上、主として災害時に市場エリアで使用する応急用資材の仮置場として活用可能なオープンスペースに指定します。 ・オープンスペースは、漁港内駐車場（1Fと屋上）とします。 ※別添の“減災イラストマップ”を参照 	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者
1-11	耐震化によらない代替手段の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協・漁業関係者は気仙沼市と連携しながら、災害時に荷捌き所内での選別作業に使用しているベルトコンベアや選別機が損傷する恐れがあることを考慮して、代替手段として人力作業の体制を事前に構築します。 ・漁協・漁業関係者は気仙沼市と連携しながら、市場の取引に関する大量のデータを保存している PC を津波浸水から回避される場所に移設するとともに保存データを逐次バックアップします。 ・漁協・漁業関係者は気仙沼市と協議し、震災時にスロープの1車線をフォークリフト専用の屋上避難ルートに指定します。 	気仙沼市 漁協・漁業関係者
1-12	水産基盤施設、市場関係施設の日常点検	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協・漁業関係者は気仙沼市ならびに宮城県と連携しながら、被災後の漁業活動の早期再開のため、岸壁のほか給水、給氷等の市場関係施設の点検を日頃から定期的に行います。 	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者
1-13	漂流物発生防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協・漁業関係者は気仙沼市と宮城県が主導で実施する漂流物発生防止対策に参画・連携するとともに、市場内の備品や車両等が漂流物化しないよう無秩序な利用や放置の防止に取り組みます。 ・漁協・漁業関係者は気仙沼市ならびに宮城県と連携しながら、港内の長期係留船舶を含む放置艇や養殖施設の現状を確認し、必要に応じて移動勧告や係留強化等の措置をとります。 	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者 市場・流通関係者
1-14	災害時における流通ルートの検討	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協・漁業関係者は気仙沼市ならびに宮城県や市場・流通関係者と協議の上、災害時における流通ルートの確保に向けた検討を行います。 	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者 市場・流通関係者
1-15	風評被害対策に係る情報発信体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協・漁業関係者は気仙沼市ならびに宮城県と連携しながら、災害による風評被害を防止するために、ホームページの活用、マスコミへの情報提供など、平時から情報発信体制を構築します。 	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者

発災直後

項目		内容	関連主体
2-1	避難場所の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協・漁業関係者は気仙沼市と宮城県が主導で実施する避難場所の確保について連携し協力します。 	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者
2-2	情報収集・伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協・漁業関係者は事前に構築した緊急時の連絡体制にしたがって、冷静かつ迅速な情報収集および伝達を行います。 ・漁協・漁業関係者は誤った情報に左右されないために、基本的に災害に関する情報は気象機関および市や県から伝達される情報に従うようにします。 ・漁協・漁業関係者は災害時に地域内に配信されるエリアメールの存在を把握しておくとともに、メールの受信から閲覧方法を身に付けておきます。 ※別添の“緊急時の連絡体制”を参照	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者 市場・流通関係者
2-3	避難勧告・誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協は気仙沼市と連携しながら、主に場内放送と声掛けにより漁業関係者や市場・流通関係者さらには市場見学者等に対し避難勧告・誘導を行います。 ・漁業関係者は発災時には基本的に避難行動をとりますが、土地に不案内な市場見学者等を見つけたら避難場所へ誘導します。 	気仙沼市 漁協・漁業関係者 市場・流通関係者
2-4	避難場所への避難	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業関係者は避難行動の基本ルールにしたがって各自が自主的に避難します。 ・避難の際には冷静かつ迅速な行動をとるのが重要ですが、土地に不案内な市場見学者等への配慮を忘れず見かけたら共に避難行動をとります。 ※別添の“避難行動の基本ルール”を参照	漁協・漁業関係者 市場・流通関係者
2-5	職員・人員の参集	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協の職員は事前に構築したルールに則り、自身の生命・安全第一を前提として職場に自主参集します。 	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者 市場・流通関係者
2-6	災害時要援護者の避難支援	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協・漁業関係者は気仙沼市ならびに宮城県や市場・流通関係者と連携し、防災訓練等の経験を踏まえて外国人就労者や市場見学者等の避難支援を積極的に行います。 	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者 市場・流通関係者
2-7	関係機関への支援要請	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協は事前に築いた協力関係に基づいて、緊急避難、緊急救援・救助活動に係る支援要請を行います。 	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者

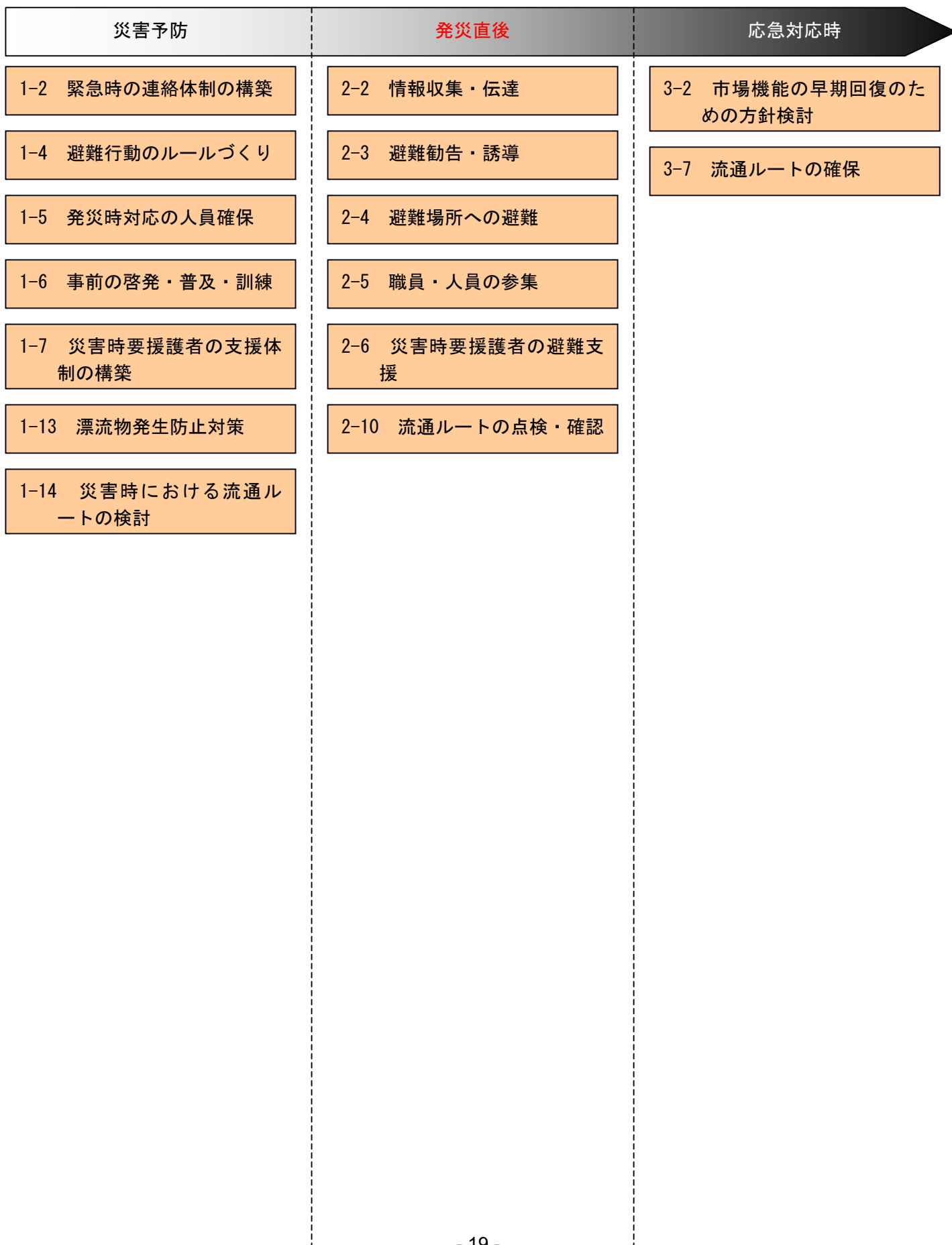
項目		内容	関連主体
2-8	水産基盤施設、市場関係施設の点検・確認	・漁協・漁業関係者は気仙沼市ならびに宮城県と連携しながら、発災後に参集できた関係者で分担して岸壁のほか給水、給氷等の点検を行い被災状況を確認します。	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者
2-9	漂流物の滞留の有無確認	・漁協・漁業関係者は気仙沼市ならびに宮城県と連携しながら、津波の危険性がないことを確認した上で、漁船・漁具あるいは市場内の水槽等各種容器類、フォークリフト等が漂流物となって滞留していないか速やかに確認します。	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者
2-10	流通ルートの点検・確認	・漁協・漁業関係者は気仙沼市ならびに宮城県や市場・流通関係者と連携しながら、事前に検討した流通ルート（国道 45、284 号線など）の被災状況について点検または情報収集を行い、各ルートの使用可否を確認します。	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者 市場・流通関係者
2-11	風評被害対策に係る状況確認	・漁協・漁業関係者は災害発生後、気仙沼市ならびに宮城県と連携しながら、風評被害対策として水産物や水産物流通機能等の正確な被災状況を確認します。	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者

応急対応時

項目		内容	関連主体
3-1	オープンスペースの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協・漁業関係者は気仙沼市ならびに宮城県と連携しながら、事前の取り決めに基づいて指定したオープンスペースを活用し、災害時に市場エリアで使用する応急用資材の仮置場として利用します。 	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者
3-2	市場機能の早期回復のための方針検討	<ul style="list-style-type: none"> ・気仙沼市ならびに宮城県、また漁協・漁業関係者や市場・流通関係者は、被災後に可能な限り早い段階で一堂に会して協議を行い、被災施設の応急復旧の優先順位を設定するなど、市場機能の維持・早期回復に向けた方針を検討します。 ・また上記と併せて、漁港のみならず水産加工場を含む地域全体の復興方針についても検討します。 ※方針検討に当っては主に以下について協議します <ul style="list-style-type: none"> ・陸揚げ岸壁や荷捌き施設、給水・給電施設等の仮復旧工事による暫定的な利用可否 ・水産物流通施設の長期利用不可能と判断された場合の代替施設の手配・確保 など 	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者 市場・流通関係者
3-3	代替手段の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協・漁業関係者は気仙沼市と連携しながら、事前に構築した代替手段（選別、給氷等の人力作業等）を実施します。 	気仙沼市 漁協・漁業関係者
3-4	水産基盤施設、市場関係施設の応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協・漁業関係者は気仙沼市ならびに宮城県と連携しながら、市場機能の早期回復に向けた方針に基づき、優先順位にしたがって被災施設の応急復旧また代替施設の手配等を行います。 	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者
3-6	漂流物の撤去・拡散防止	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協・漁業関係者は、気仙沼市および宮城県による公助を期待するだけでは時間を要するため、漁業由来の軽微なものについては、漁船のユニック等を利用して自ら漂流物の撤去作業を行います。 ・漂流物の規模や状況によっては、気仙沼市や宮城県、またボランティア等に支援要請することとします。 	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者
3-7	流通ルートの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協・漁業関係者は気仙沼市ならびに宮城県や市場・流通関係者と連携しながら、被災状況に係る点検または情報収集結果をもとに使用可能な流通ルートを設定します。 	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者 市場・流通関係者

市場・流通関係者

☐ : 主体間の連携を示す



災害予防

項目		内容	関連主体
1-2	緊急時の連絡体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 市場・流通関係者は気仙沼市ならびに宮城県や漁協・漁業関係者等と協議の上、地域防災計画に準じて緊急時の連絡体制を構築します。 ※別添の“緊急時の連絡体制”を参照	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者 市場・流通関係者
1-4	避難行動のルールづくり	<ul style="list-style-type: none"> 市場・流通関係者は気仙沼市や漁協・漁業関係者と協議の上、市場内における主に関係者・来訪者向けの避難行動の基本ルールを定めます。 今後、避難訓練等の実践を踏まえてうまくいかない場合、関連主体と協議を重ねながら上記ルールを見直し、より実用的なものとしていきます。 市場・流通関係者は、市場近傍に事務所があるとしても原則として事務所に戻るのではなく、一時避難場所である市場屋上に避難します（津波による被災から免れるため）。 ※別添の“避難行動の基本ルール”を参照	気仙沼市 漁協・漁業関係者 市場・流通関係者
1-5	発災時対応の人員確保	<ul style="list-style-type: none"> 市場・流通関係者（仲買人、流通、加工業者等）は、自身の生命・安全第一を前提として職場に自主参集することをルール化します。 災害時に組織の長が不在であることを視野に入れ、不在時に代理で参集する人物を事前に定めておきます。 	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者 市場・流通関係者
1-6	事前の啓発・普及・訓練	<ul style="list-style-type: none"> 市場・流通関係者は、気仙沼市等が主催する防災に係る活動に自発的に参加し災害に対する知識を積極的に習得し自助に取り組みます。 市場・流通関係者は、気仙沼市が市場エリア内掲示・配布する防災マップ（減災イラストマップ）より、市場内の避難場所および避難路を確認し、有事に的確な行動が取れるよう自助に取り組みます。 	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者 市場・流通関係者
1-7	災害時要援護者の支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 市場・流通関係者は気仙沼市と宮城県が主導で実施する災害時要援護者対策に参画・連携し、市場エリアにいる外国人就労者や市場見学者等のための支援行動を身に付けます。 	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者 市場・流通関係者
1-13	漂流物発生防止対策	<ul style="list-style-type: none"> 市場・流通関係者は気仙沼市と宮城県が主導で実施する漂流物発生防止対策に参画・連携するとともに、市場内の備品や車両等が漂流物化しないよう無秩序な利用や放置の防止に取り組みます。 	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者 市場・流通関係者
1-14	災害時における流通ルートの検討	<ul style="list-style-type: none"> 市場・流通関係者は気仙沼市ならびに宮城県や漁協・漁業関係者と協議の上、災害時における流通ルートの確保に向けた検討を行います。 	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者

項目	内容	関連主体
	<ul style="list-style-type: none"> ・現状では、国道 45、284 号線等が災害発生時の陸路として耐震対策済みであるが、実際に発災した直後は上記ルートを含め利用可能なルートについて気仙沼市が情報収集し、同情報を流通関係者等に提供するような仕組みを構築します。 	市場・流通関係者

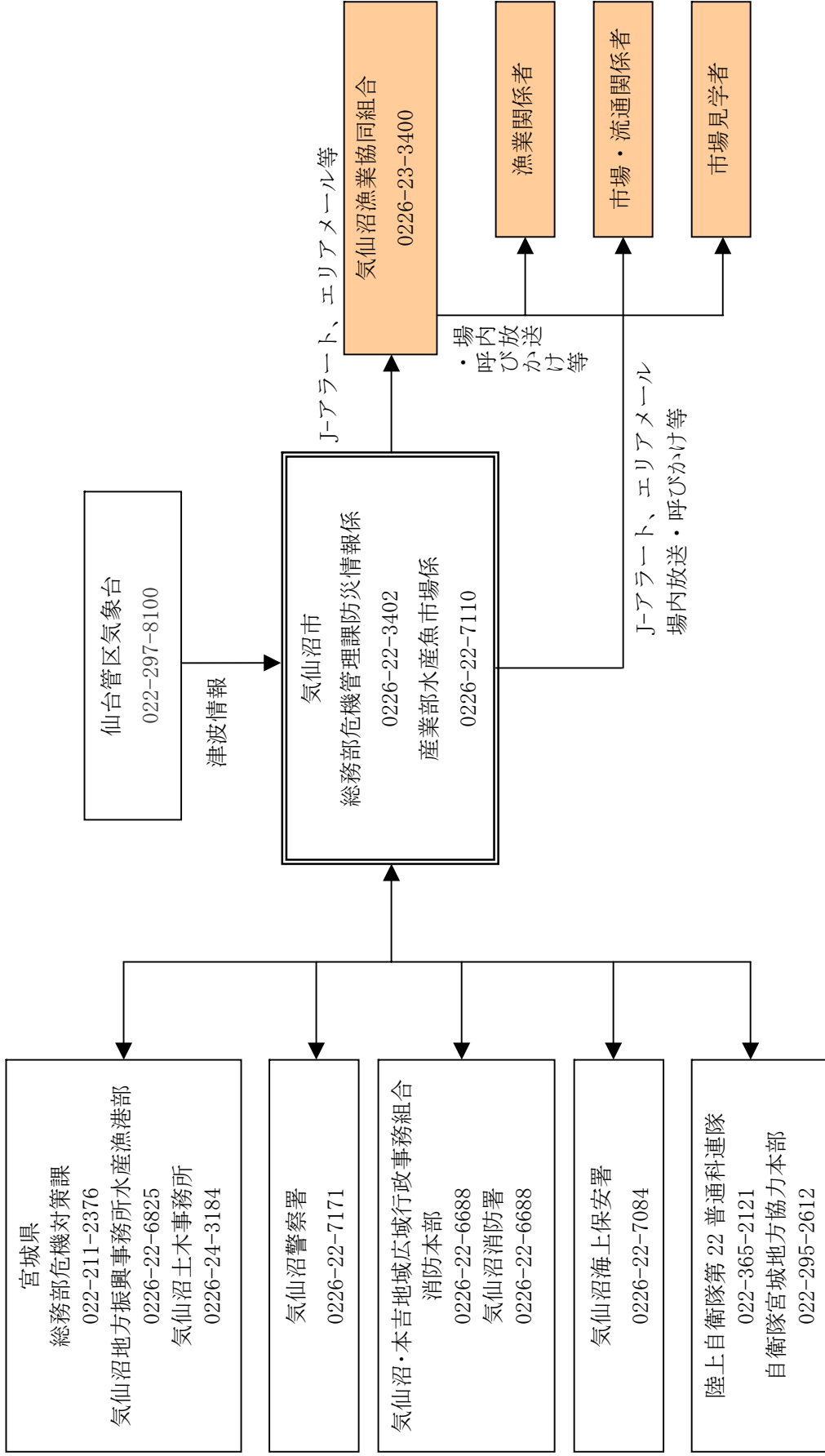
発災直後

項目		内容	関連主体
2-2	情報収集・伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・市場・流通関係者は事前に構築した緊急時の連絡体制にしたがって、冷静かつ迅速な情報収集および伝達を行います。 ・市場・流通関係者は誤った情報に左右されないために、基本的に災害に関する情報は気象機関および市や県から伝達される情報に従うようにします。 ・市場・流通関係者は災害時に地域内に配信されるエリアメールの存在を把握しておくとともに、メールの受信から閲覧方法を身に付けておきます。 <p>※別添の“緊急時の連絡体制”を参照</p>	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者 市場・流通関係者
2-3	避難勧告・誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・市場・流通関係者は発災時には基本的に避難行動をとりますが、土地に不案内な市場見学者等を見つけたら避難場所へ誘導します。 	気仙沼市 漁協・漁業関係者 市場・流通関係者
2-4	避難場所への避難	<ul style="list-style-type: none"> ・市場・流通関係者は避難行動の基本ルールにしたがって各自が自主的に避難します。 ・避難の際には冷静かつ迅速な行動をとるのが重要ですが、土地に不案内な市場見学者等への配慮を忘れず見かけたら共に避難行動をとります。 <p>※別添の“避難行動の基本ルール”を参照</p>	漁協・漁業関係者 市場・流通関係者
2-5	職員・人員の参集	<ul style="list-style-type: none"> ・市場・流通関係者（仲買人、流通、加工業者等）は事前に構築したルールに則り、自身の生命・安全第一を前提として職場に自主参集します。 	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者 市場・流通関係者
2-6	災害時要援護者の避難支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市場・流通関係者は気仙沼市ならびに宮城県や漁協・漁業関係者と連携し、防災訓練等の経験を踏まえて外国人就労者や市場見学者等の避難支援を積極的に行います。 	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者 市場・流通関係者
2-10	流通ルートの点検・確認	<ul style="list-style-type: none"> ・市場・流通関係者は気仙沼市ならびに宮城県や漁協・漁業関係者と連携しながら、事前に検討した流通ルート（県道 26 号線、国道 45 号線など）の被災状況について点検または情報収集を行い、各ルートの使用可否を確認します。 	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者 市場・流通関係者

応急対応時

項目	内容	関連主体
3-2 市場機能の早期回復のための方針検討	<ul style="list-style-type: none"> ・気仙沼市ならびに宮城県、また漁協・漁業関係者や市場・流通関係者は、被災後に可能な限り早い段階で一堂に会して協議を行い、被災施設の応急復旧の優先順位を設定するなど、市場機能の維持・早期回復に向けた方針を検討します。 ・また上記と併せて、漁港のみならず水産加工場を含む地域全体の復興方針についても検討します。 <p>※方針検討に当っては主に以下について協議します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸揚げ岸壁や荷捌き施設、給水・給電施設等の仮復旧工事による暫定的な利用可否 ・水産物流通施設の長期利用不可能と判断された場合の代替施設の手配・確保 など 	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者 市場・流通関係者
3-7 流通ルートの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・市場・流通関係者は気仙沼市ならびに宮城県や漁協・漁業関係者と連携しながら、被災状況に係る点検または情報収集結果をもとに使用可能な流通ルートを設定します。 	気仙沼市 宮城県 漁協・漁業関係者 市場・流通関係者

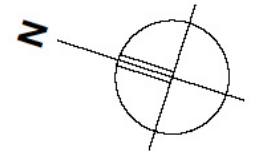
別添 緊急時の連絡体制



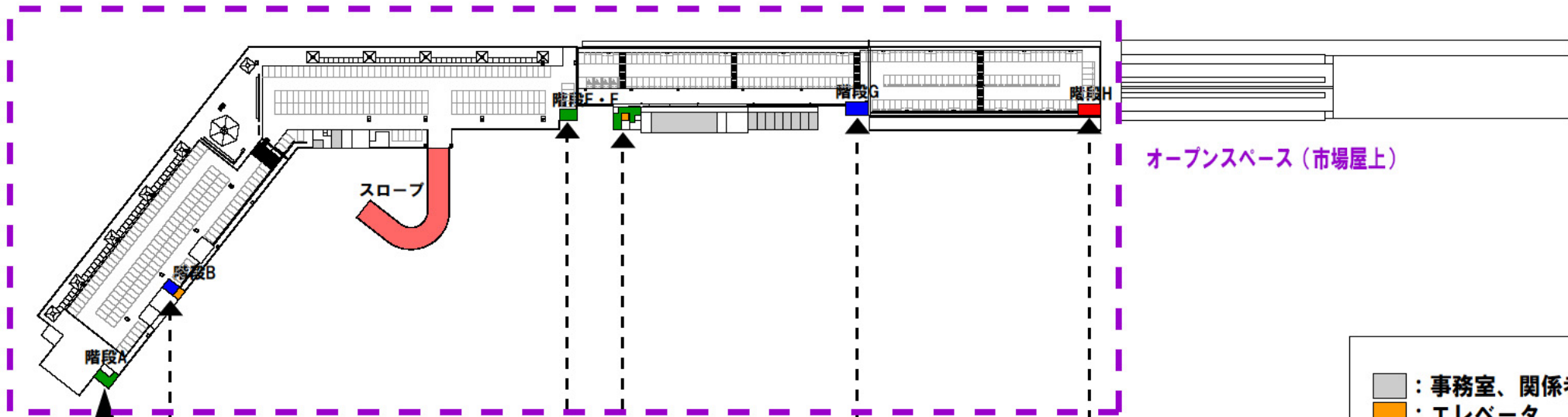
※各主体は、必要に応じて情報伝達を行う

避難行動の基本ルール（市場エリア）

居場所		避難路	避難行動
1階	エリア 1	階段 A	階段 A を利用して直ちに 3F に避難します。 階段 A が混雑している際はスロープを利用します。
	エリア 2	階段 B	階段 B を利用して直ちに 2～3F に避難します。 階段 B が混雑している際はスロープを利用します。 エレベータは原則として利用しないようにします。
	エリア 3	階段 C・D	階段 C または D を利用して直ちに 2F に上がり、階段 B もしくは E を利用して 3F に避難します。 また、スロープを利用して直ちに 3F に避難します。
	エリア 4	階段 E・F	階段 E または F を利用して直ちに 2～3F に避難します。 階段 E、F が混雑している際はスロープを利用します。 エレベータは原則として利用しないようにします。
	エリア 5	階段 G	階段 G を利用して直ちに 2～3F に避難します。
	エリア 6	階段 H	階段 H を利用して直ちに 2～3F に避難します。
2階	見学者デッキなど	階段 B・E・F・G	居場所に応じて最寄りの階段を利用して直ちに 3F に避難します。 見学者デッキ等のオープンスペースに留まると混雑による避難遅延を引き起こす恐れがあるので、原則として 2F には留まらず 3F に避難します。
3階	屋上駐車場	—	階下に降りず津波の注意報・警報が解除されるまで待機します。 階下からの避難者の妨げにならないように、階段の入り口付近に留まらないようにします。

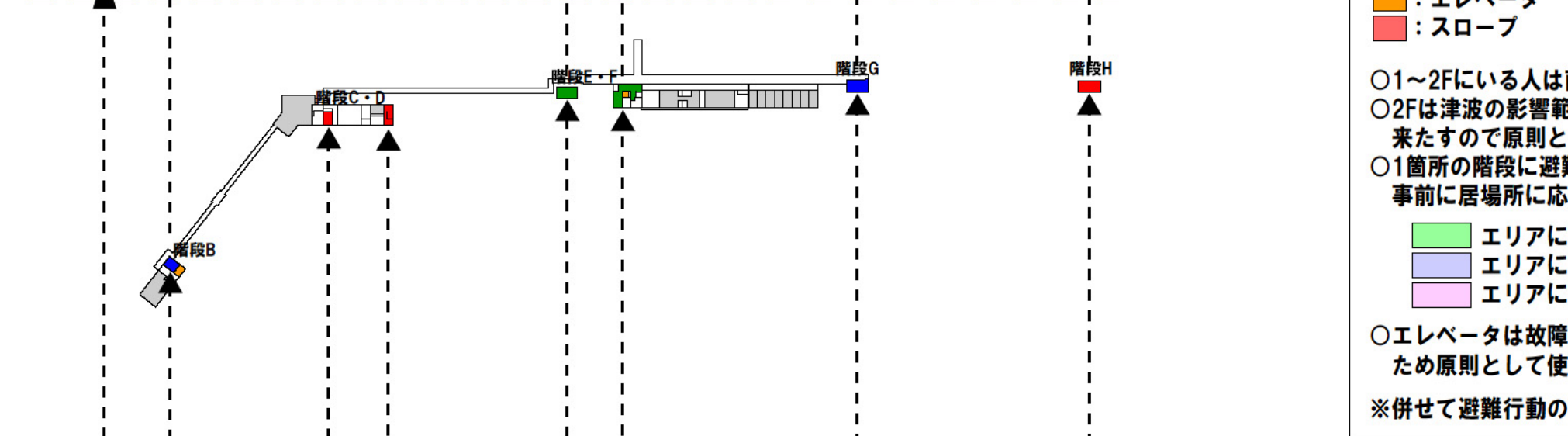


3階平面図



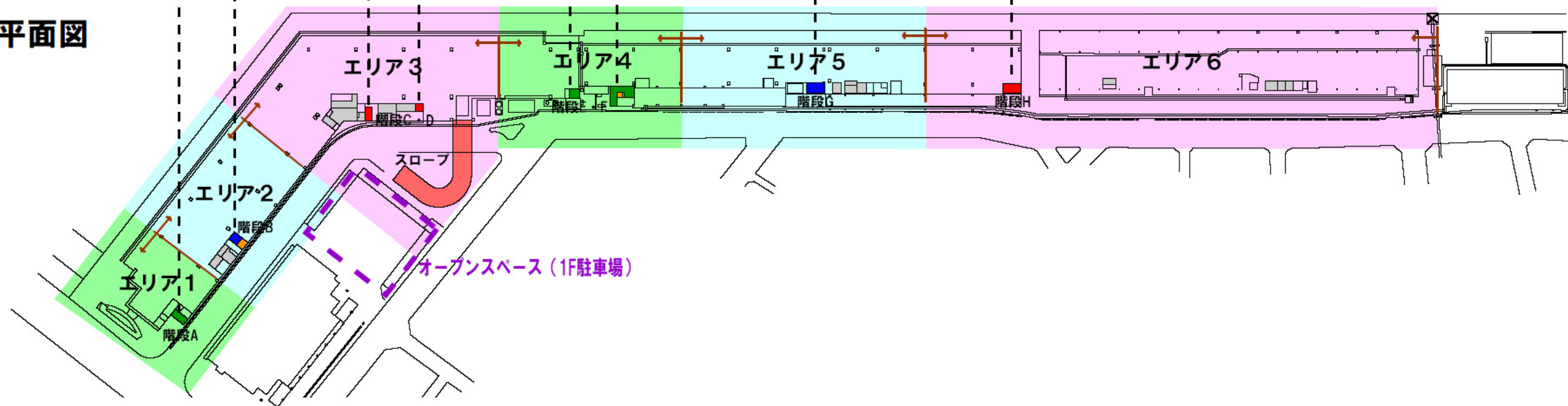
オープンスペース（市場屋上）

2階平面図



- ：事務室、関係者詰所、入札場など人が集まる場所
 - ：エレベータ
 - ：スロープ
- 1～2Fにいる人は直ちに3F（屋上）に避難します
 ○2Fは津波の影響範囲外ですが混雑が避難行動に支障を来たすので原則として2Fに留まらず3Fに避難します
 ○1箇所の階段に避難者が集中することを回避するため事前に居場所に応じて使用する階段を確認しておきます
- | | | | |
|---|----------|---|-------|
| ■ | エリアにいる人は | ■ | 階段を使用 |
| ■ | エリアにいる人は | ■ | 階段を使用 |
| ■ | エリアにいる人は | ■ | 階段を使用 |
- エレベータは故障により中に閉じ込められる恐れがあるため原則として使用しないようにします
 ※併せて避難行動の基本ルールを確認します

1階平面図



オープンスペース（1F駐車場）